

第十三回 参議院大蔵委員会会議録 第六十一号

(八〇〇)

昭和二十七年六月三日(火曜日)午前十時五十九分開会

委員の異動

五月三十日委員赤松常子君辞任につき、その補欠として波多野鼎君を議長において指名した。

六月一日委員波多野鼎君辞任につき、その補欠として赤松常子君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長

平沼彌太郎君

理事

大矢半次郎君

委員

野溝勝君

木内四郎君

岡崎眞一君

黒田英雄君

西川基五郎君

濱淵春次君

小林政夫君

小宮山常吉君

田村文吉君

森八三一君

江田三郎君

大野幸一君

下條恭兵君

菊田七平君

油井賢太郎君

木村祐八郎君

○委員長(平沼彌太郎君) それでは第六十回の大蔵委員会を開会いたします。日本開発銀行法の一部を改正する法律案、右について質疑を行います。

○本村禎八郎君 今度この改正案によつてですね、政府からの何ですが、これが見返資金からの借入が規定してあるのですが、これはそのほかにはどう

すか。この借入の問題について少し詳しく説明してもらいたいと思うのですが

えておりますのは、今お示しのありますように、見返資金からの借入といふことを予定いたしております。そ

のほか資金運用部資金のほうからも開発銀行自体の金繰り、及び資金運用部

資金自体の資金繰りの点から考えまし

て、可能であります限りにおいてはこ

れも予定いたして参りたい。今のところでは具体的に何億資金運用部資金か

ら出すということを予定いたしておりま

せん。今後の資金繰りの状況を見た

上で、必要があれば出す、こういうつ

もりでございます。大体予想されます

借入先は見返資金と資金運用部資金を

予定いたしております。

○本村禎八郎君 それから、この開発

銀行の運営方針として新規貸付よりも

むしろ肩替りのほうに重点を置いて行

くということを、目下この運用方針も

そうなつていていますが、そろしま

すと肩替り五十億なんですね、二十七

年度。とにかく開発銀行の一つの大き

な狙いはその肩替りということにある

んでしよう。ウエイトが非常に小さ

いんですね、肩替りのウエイトが。これ

は前にも問題になつたと思うのです

が、その今後の運営の方針としてはど

ういうふうな考え方なんですか。

○政府委員(福田久男君) お答えいた

します。政府出資その他回収金等で大

体三百五十億程度の受入資金がござ

いまして、二十七年度におきまして

そのうち先般来お話を出ました電源開

発株式会社への出資五十億円、それか

ら肩替りとして一応只今のところ予定

いたしておりますものは五十億、その

両方で百億円になるわけであります。

それで三百五十億円から百億円引きま

した二百億円のうち、二十億程度の繰

越を予定いたしまして、残余が一般の

産業に対する貸付金として予定されて

おります。

○政府委員(河野通一君) 差当り今考

えておりますのは、今お示しのあり

ましたように、見返資金からの借入と

いうことを予定いたしております。そ

のほか資金運用部資金のほうからも開

発銀行自体の金繰り、及び資金運用部

資金自体の資金繰りの点から考えまし

て、可能であります限りにおいてはこ

れも予定いたして参りたい。今のところ

では具体的に何億資金運用部資金か

ら出すということを予定いたしておりま

せん。今後の資金繰りの状況を見た

上で、必要があれば出す、こういうつ

もりでございます。大体予想されます

借入先は見返資金と資金運用部資金を

予定いたしております。

○連合委員会開会の件

○委員長(平沼彌太郎君) それでは第六十回の大蔵委員会を開会いたしま

す。

日本開発銀行法の一部を改正する法

案、右について質疑を行います。

○本村禎八郎君 今度この改正案によ

つてですね、政府からの何ですが、こ

れが見返資金からの借入が規定してあ

ります。

○委員長(平沼彌太郎君) それでは第六十回の大蔵委員会を開会いたしま

す。

日本開発銀行法の一部を改正する法

案、右について質疑を行います。

○本村禎八郎君 今度この改正案によ

つてですね、政府からの何ですが、こ

れが見返資金からの借入が規定してあ

ります。

○委員長(平沼彌太郎君) それでは第六十回の大蔵委員会を開会いたしま

す。

日本開発銀行法の一部を改正する法

案、右について質疑を行います。

○本村禎八郎君 今度この改正案によ

つてですね、政府からの何ですが、こ

れが見返資金からの借入が規定してあ

ります。

○委員長(平沼彌太郎君) それでは第六十回の大蔵委員会を開会いたしま

す。

日本開発銀行法の一部を改正する法

案、右について質疑を行います。

○本村禎八郎君 今度この改正案によ

つてですね、政府からの何ですが、こ

れが見返資金からの借入が規定してあ

ります。

○委員長(平沼彌太郎君) それでは第六十回の大蔵委員会を開会いたしま

す。

日本開発銀行法の一部を改正する法

案、右について質疑を行います。

○本村禎八郎君 今度この改正案によ

つてですね、政府からの何ですが、こ

れが見返資金からの借入が規定してあ

ります。

○委員長(平沼彌太郎君) それでは第六十回の大蔵委員会を開会いたしま

す。

日本開発銀行法の一部を改正する法

案、右について質疑を行います。

○本村禎八郎君 今度この改正案によ

つてですね、政府からの何ですが、こ

れが見返資金からの借入が規定してあ

ります。

○委員長(平沼彌太郎君) それでは第六十回の大蔵委員会を開会いたしま

す。

日本開発銀行法の一部を改正する法

案、右について質疑を行います。

○本村禎八郎君 今度この改正案によ

つてですね、政府からの何ですが、こ

れが見返資金からの借入が規定してあ

ります。

○委員長(平沼彌太郎君) それでは第六十回の大蔵委員会を開会いたしま

す。

日本開発銀行法の一部を改正する法

案、右について質疑を行います。

○本村禎八郎君 今度この改正案によ

つてですね、政府からの何ですが、こ

れが見返資金からの借入が規定してあ

ります。

○委員長(平沼彌太郎君) それでは第六十回の大蔵委員会を開会いたしま

す。

日本開発銀行法の一部を改正する法

案、右について質疑を行います。

○本村禎八郎君 今度この改正案によ

つてですね、政府からの何ですが、こ

れが見返資金からの借入が規定してあ

ります。

○委員長(平沼彌太郎君) それでは第六十回の大蔵委員会を開会いたしま

す。

日本開発銀行法の一部を改正する法

案、右について質疑を行います。

○本村禎八郎君 今度この改正案によ

つてですね、政府からの何ですが、こ

れが見返資金からの借入が規定してあ

ります。

○委員長(平沼彌太郎君) それでは第六十回の大蔵委員会を開会いたしま

す。

日本開発銀行法の一部を改正する法

案、右について質疑を行います。

○本村禎八郎君 今度この改正案によ

つてですね、政府からの何ですが、こ

れが見返資金からの借入が規定してあ

ります。

○委員長(平沼彌太郎君) それでは第六十回の大蔵委員会を開会いたしま

す。

日本開発銀行法の一部を改正する法

案、右について質疑を行います。

○本村禎八郎君 今度この改正案によ

つてですね、政府からの何ですが、こ

れが見返資金からの借入が規定してあ

ります。

○委員長(平沼彌太郎君) それでは第六十回の大蔵委員会を開会いたしま

す。

日本開発銀行法の一部を改正する法

案、右について質疑を行います。

○本村禎八郎君 今度この改正案によ

つてですね、政府からの何ですが、こ

れが見返資金からの借入が規定してあ

ります。

○委員長(平沼彌太郎君) それでは第六十回の大蔵委員会を開会いたしま

す。

日本開発銀行法の一部を改正する法

案、右について質疑を行います。

○本村禎八郎君 今度この改正案によ

つてですね、政府からの何ですが、こ

れが見返資金からの借入が規定してあ

ります。

○委員長(平沼彌太郎君) それでは第六十回の大蔵委員会を開会いたしま

す。

日本開発銀行法の一部を改正する法

案、右について質疑を行います。

○本村禎八郎君 今度この改正案によ

つてですね、政府からの何ですが、こ

れが見返資金からの借入が規定してあ

ります。

○委員長(平沼彌太郎君) それでは第六十回の大蔵委員会を開会いたしま

す。

日本開発銀行法の一部を改正する法

案、右について質疑を行います。

○本村禎八郎君 今度この改正案によ

つてですね、政府からの何ですが、こ

れが見返資金からの借入が規定してあ

ります。

○委員長(平沼彌太郎君) それでは第六十回の大蔵委員会を開会いたしま

す。

日本開発銀行法の一部を改正する法

案、右について質疑を行います。

○本村禎八郎君 今度この改正案によ

つてですね、政府からの何ですが、こ

れが見返資金からの借入が規定してあ

ります。

○委員長(平沼彌太郎君) それでは第六十回の大蔵委員会を開会いたしま

す。

日本開発銀行法の一部を改正する法

案、右について質疑を行います。

○本村禎八郎君 今度この改正案によ

つてですね、政府からの何ですが、こ

れが見返資金からの借入が規定してあ

ります。

○委員長(平沼彌太郎君) それでは第六十回の大蔵委員会を開会いたしま

す。

日本開発銀行法の一部を改正する法

案、右について質疑を行います。

○本村禎八郎君 今度この改正案によ

つてですね、政府からの何ですが、こ

れが見返資金からの借入が規定してあ

のところがさっぱりわからないのです。今後はやはりこの開発銀行を中心として長期金融というものをやつて行くのか、或いは又今度は長期信用銀行、そういうものを先ず中心にしてやつて行くのか、どうもそのところがはつきりしないのです。これは長期信用銀行のときにも私は聞きたいと思っていましたが、この際一休政府は、その銀行法を出すということを、改正案を出すということをこれまで何回も言われたのですが、銀行法がまだ出て来ないんです。まだね。この銀行によつて貸出制限のこうした問題で何回もぶつかつておるようでありますけれども、一体この銀行がまだ出来ないうち、こういう長期信用銀行といふものが出来来る。又開発銀行においても今ウエイトの中心を開発に非常に置いておる。一体この銀行法の今度の改正法との関連において今後のその長期金融政策というものをどういう体系においてやつて行くか、その点どうも我々わからぬのです。何だかそれがその場でその場で、或るときは肩替りに重点を置き、或るときは新規開発に重点を置く、その体系的な一つの構想がさつぱりわからないのですが、その点一つ説明して頂きたいのです。

でやるのだということは、少くともおのれの承知しております限りにおいては、そういうふうに説明をして新規の開発銀行資金は従前のものだ、従属性的な機能のものであるというふうな説明はいたしましておらんと私は思うのであります。この点はたゞ少くとも私は一貫して先ほど申上げましたように、御説明を申上げて参つております。これは衆議院でも同じことを申上げて参つておりますのであります。その点は、私の承知しておりますのであります。この点は何か誤解があるに至るのではないかと思いまして、先ほど私が申上げました通りに、一貫して答弁申上げております。

は相当大きな寄興をいたして参らなければならん。而も先ほど申上げましたように、財政資金としては必ずしも無制限にこれをつけて参るということはできないのでありますから、そのいわば限られた資金量の中で先ず新らしい資金による需要を満たして、然る後において肩替りをやつて行くということがどうしても必要になつて来ると思ひます。これにつきましてはかねぐら私からはたびべ申上げておるのあります。なお開発銀行から中山理事も来ておりますから、必要がございましたら補足的に説明を聞いて頂いて結構かと思ひます。

しましてから、たびに御説明があつたと思いますが、自家発電とか、鉄鋼とか、石炭とか、いわゆる基礎産業の設備資金というものの相当の資金をつけて参りまして、本年度におきましてもその継続事業はかなりござります。額いたしまして大体百億近くのものが継続資金として出て来ることになります。その上に本年度政府金融機関としての開発銀行が資金をつけなければならぬ新らしい設備資金もかなりござります。従つて本年度我々が現在予想されております先ほどの三百五十億といつたような資金量を配分いたします場合に、どうしても継続事業その他新規の開発資金に相当部分が割かれます。従つてその残余のもので肩替りと申しますか、返済貸付をすることになるわけでございまして、その結果今御質問のような開発銀行が肩替りを輕視しておるのじやないかというような数学的な御質問が出るのでござります。もう一つ参りまして、開発銀行設立のときに司令部のほうに一部開発銀行としては肩替り一本で行くべきやないかという意見のあつたことは事実でございますが、日本政府としてはその考え方方にむしろ反対でございまして、その結果開発資金という新規の貸付が入つて來たことは御承知の通りでございまして、そいつた経緯から見ましても、開発銀行の運営方針といふものがいずれにも片寄つておるものでないということはおわかりだと思います。

説明の仕方としては何だか肩替りに重点を置くというように我々聞いたのです。前に。それで肩替りに重点を置くというよりもむしろ肩替りのほうにウケイットが少い、こういうような説明がまつた。私は肩替りについていい悪い別問題だ。肩替りが少いから大いにあれど、こういう意味で質問しておるのじゃない。從来そういう説明があつたのにかかわらず、大いに肩替りに力を入れて行くというのに五十億程度、ここで今後或いは見返資金の回収の借入れ、金、或いは資金運用部資金の借入れ、こういうものによって肩替りに大いに力を入れて行くのかどうか、こういふうに思つたのですから、聞いたのとです。今後の融資分というものは肩替りのほうに向けて行く方針なんですか、政府借入金は。

りを二十六億いたしました。これはどういう事情でいたしかと申しますと、電力関係の設備資金の肩替りをいたしたのでござりますが、御承知のように電力関係の民間金融機関からの資金の借入というものがかなり殖えて参りましたのですが、この限度が相当高くなりまして、従来は社債の前貸しと申しておきましたが、将来発行いたします社債を引当にして市中銀行からかなり出ておりましたのです。従つてここで多少市中銀行の電力関係の融資を肩替りするおいて円滑にして行く上に必要と考えられましたので、この五十億と予想されております肩替りのうち本年度早々に二十六億肩替りしたわけでございまして、さような観点で今後も或いは政府から借入金ができました場合にも適宜考えて行きたいと思つております。

○木村謙八郎君 今回の改正案によると債務保証業務も行えることになりますて、従来の融資肩替りに加えてそういうふう何というのですか、若しそれが不良貸になつたような場合、悪い債権になつたような場合、その損失を政府が背負わなければならぬ、そういう範囲が拡大されて来ると思うのです。そこでこれまでの従来の復金の貸出の仕方について我々は質問し、資料を要求しておつたのですが、一応我々資料は提出して頂きましたが、これだけでは我々よくわかりません。特に第一次償却、第二次償却について資料を頂きましたことは御承認の通りで、二回も、昭和二十三年

と二十六年、二回に亘つて償却を行なつておる。而も開発銀行になつてから又償却を行なつておるのでですが、大体金額が合計で九億になつておる。そこで我々としては個々別にどういふ会社に対し償却を行なつたかを詳細に我々は検討する義務があると思うのですけれども、いろいろ事情を考慮すると、個々の会社については発表できなないので、私もその間の事情も必ずしも無視できないと思いますので、一応個々の会社についての資料の提出は強く要求はいたしませんが、一応業種別について大体資料を提出して頂く。併し昭和二十三年度の分については、これはもう随分前の償却でありますから、これはどうですか、個々の会社について発表しても差支えないのじやないですか。弊書はないのじやないですか、二十三年度について……。その点伺つておきたいのです。

年にについてはこれからまだ回収できるのに、そういうものを発表して回収困難になるということはよくないと思ひますから、我々も一應それは遠慮します。併し弊害がないということがわかつた分については一応必要があるんじやないか。二十三年はもう相当古いのですから、殊に今後債務保証の範囲が拡大されたりなんかして、又開発銀行になると監査する機能は国会よりほかなくなつて来るので、復金の場合と違つて、従つてどうしても我々はそぞういう責務があるわけでして、その実害があり、或いは相当弊害があるのを無理にここで何でも発表するのはこれはむちやなことです。そういうことを言つてゐるのぢやないのです。その点ちよつと若しか差支えなかつたならば二十三年度について、個々の分ですね、十四件ありますから、二十三年、これ発表して頂けないかと思います。

申上げて差支えないと、どうすることをこに一つ開発銀行のほうからお聞き取りを願いたいと思います。

○木村禎八郎君 併しこれは実害があつてはいけないのであつて、その影響といふものを考えながら行かなければならぬわけですが、できるなら私は秘密会でもいいと思うのです。とにかく具体的に実際のことと聞きませんと、これまで或いは開発銀行が第二の復金になるのではないかとか、いろいろなことが言われますけれども、こういう点について我々がこれを検討しなければ意味ないと思う。この償却は結局国家の損失になるのですから、落した分は、併しまだ回収されるものもあるでしよう。併し最後にこれは回収されなければ、国民の税金によつて納めたこういふものは、支出したもののが損失になるのであつて、それをどうしても我々いつもこれを検討できないといふことになると、これは非常に問題だと思う。これがしょっちゅうこういうところがはつきりしないからいけないのであつて、やはり差支えない範囲で、もうさつき言われた破産や何かしてたというケースがあつたら、やはりはつきりした分については明らかにする義務があると思うのですが、どうでしょか。

○國務大臣(池田勇人君) お話の点はわかります。従いましてここで申上げてもいいような事例のものにつきましては申上げることにいたします。ただ十四件と申しましても一応銀行の帳簿では回収困難とか不能としておりましてもこれは大事なお金でございますから社会が不如意であつても今後取れな

いと限つたものではございませんが、いましても発表しても差支えないと、いから御発表願うことにあるで……。
○木村禩八郎君 大臣が見えましたから大臣に対する質問をほかのかたにして頂くとして年度別、業種別の貸付金償却一覽表、これはあとで説明してもらいたいと思います。
○委員長(平沼彌太郎君) それではあとでお願いします。
それでは只今日本開発銀行法の一部を改正する法律案を提案されていますが、長期信用銀行法案を一括して大臣に対する質問をお願いします。
○田村文吉君 今の木村委員からお尋ねがありました問題に非常に関係しているのですが、将来のいわゆる重要産業の長期金融、而も巨額のものに対しては大蔵大臣としては開発銀行を利用してやらせるおつもりでいらっしゃいますのか、それとも長期信用銀行をしてやつて行くことですか。
先ほど銀行局長の御説明ですとおのずからその間に区別ができるだらうというお話でございましたが、どういう大体見当で、御方針でいらっしゃるのでありますか。
○国務大臣(池田勇人君) 両方を使つて行こうと思つています。従いまして只今でも我々の予想しております興業銀行と開発銀行と両建になつておるのですからああいうふうな恰好で行きたくと思つております。
○田村文吉君 この法案の中に民間の銀行では貸すことができない、民間の

りませんので、地方機構等の若し中小金融を担当する場合には、かなり拡充しなければならないいろいろな機構との問題があると思いますが、ここではつきりどうこうするということは申上げかねると思います。

○野満勝君 中山さんの御答弁が私か
開発銀行の今までの性格ではなかつた
かと思うのです。私もそういふふうに
お聽いております。今池田大蔵大臣の
答弁によりますといふと、これは誠
に私どもの要求と言ひますか、期待し
たような御答弁で、私どもは非常に喜
んでいるのですが、最初開発銀行の決
案が出た当時における私の質問に対し
ては、大体重要な産業を対象にしてゐる
という御答弁であります。今中山理事長
の運営の構想におきましても、私は
その方針が一貫されてゐると思うので
す。そこで、たゞく河野銀行局長によ
れば、中小企業に対する専門家がうよら
よしてゐるといふようなお話を伺
ますが、かような一貫しない御答弁だと
いうと、私どもは非常な不安を感じ
る。で、いま一応大蔵大臣からの内
閣に関する前の方針と、構想の変遷と
する違ひをこの際お聞きをしておきたい

○國務大臣(池田勇人君) 御承知の通りに、復金時代の債権を引き継ぎます。そこで、復金時代には大産業のみならず中小企業までも握つておつたのであります。そこへもつていつて、お話をよろしくお聞きたいのです。なほ日本の大産業を相手にしやすいような銀行ができたのでありますから、そこにもうすぐはぐくが起つて来ているのであります。で、私が先ほど申上げましたように、このちぐくをどうするか、開発

やらさんか、こういう問題もあるわけなんです。そこで、私は当座の間は復金時代の経験者もおられることでござりまするから、これを続けて行こう。併し今後開発銀行が、大産業のみならず中小企業に対しましても、日本経済開発の役目を持つて行くかどうかといふ問題については、先ほどお答えいた通りに、他の国民金融公庫或いは商工中金、農林中金がござりまするが、こらいう方面にもつて行つてやらしたほうがいいのではないか、こういふ考え方を持つてゐるのであります。従いまして開発銀行の将来のあり方につきましては、中小企業部門についてはもつと研究をしたい、当座は続けて行かなければならん、こう考へているのであります。人の有能なかたが多い少いといふのは程度問題でありまして、(笑声)今までのコネクションをこのまま続けて行つて差支えない、こういふ気持と御了承願いたいと思います。

いても併せて日本の中小企業融資の場合には考えなければ現在の中小企業の金詰りという問題が解決できない。先般私は銀行局長にも、この開発銀行で中小企業融資を扱うならば、中小企業についてははこの限りではないというふうに、設備融資に限らないといつ修正を考えるべきじゃないかという意見も言つたのでありますて、大蔵大臣の、当分は日本開発銀行で一応やるけれども、後、別の方針を考えるという御意見について、非常に賛成なのであります。賛成でありますて、その際には是非今の中銀融資も、同時に一般の金融機関に乗らない、金融ベースに乗らない運転資金についても、併せて設備資金と同時に考えられる方法を御考究願いたいのです。

それからこの中小企業、これは言わんでも十分御了解のことと思ひますてが、中小企業金融を開発銀行で扱うことになれば、先般中山理事の言われたように、やはりほくへ支店等を開設しなければならないし、開発銀行の資金コストを高めることになりますので、どうしてもこれは切離してお考えになつたほうが、本来の開発銀行、融資の対象となるべき産業の資金コストを高めないというような意味においてもいいのじやないか。全然分離した、別土台で考えるべきだというふうに考えるのですが、重ねて……。

○国務大臣（池田勇人君） 大体同感でございますが、今見返資金でやつておりますのも実は大事だし、各地方銀行を通じての申込み、経費の節約はそろつてできますが、やはり本来の考え方から言いますと、小林君の言うよ

な私には意見が有りませんから思つておられます。中小企業の問題について附加えますが、私いたしましてはできるだけ中小企業のほうに政府資金を回すように……。先般の百五十億のうちで、銀行に廻しました九十億というのでは、これは六ヵ月拂いの納税資金の肩替り、こういうのでやつておりますが、相互銀行、或いは信用金庫、或いは商工中金では、今回は六十億も出して相当長い限でやつて行こう、いろいろな方法で中小企業のほうは考えておるのでございます。今後におきましても、商工中金の債券の引受け、又国民金融公庫への一般財源からの用資、資金運用部からの借入等につきましては、十分考慮して行きたいといふふうに考えております。

融に對して御考慮を頂いている点は、誠に私どもも敬意を表しておるところができないものでござりますので、資金運用部資金の中でも長期のやはり資金がなければ、中小企業も十分なる今日の合理化その他にござりますので、資金運用部資金の中から直接貸出ができるといふ方針をやめ、はりこの際に講ずべきであると私は思ふのであります。この問題は、今日の資金運用部資金法によりますと、貸付は開発銀行、国民金融公庫、或いは輸出入銀行等に限られておりますのが、これへ更に農林中金、商工中金を当然加えられるべきであらうと思うのであります。大蔵大臣はお考へか。これに対しましては、商工中金には、それは商工債券を引受けをするおからいといふふうな御答弁があらうかと思うのであります。が、商工債券の引受けにいたしましても、割引債券は引受けをするとおこなはりますが、この点是非一つ認識をしやりながら、今日なお引受けが実際喫入においては行われておらないような状況であります。この点是非一つ認識を新たにされまして、この資金運用部資金法の一部を改正しても、直接農林中金、或いは商工中金に貸付ができるようにお取計らいを願いたいと思ふのであります。特にこの際私は伺いたいのは、仄聞をいたしますに、先般の閣議の席上において廣川農林大臣よりこの問題が取上げられまして、農林中金に是非直接貸出をすべきである。殊に麦の統制撤廃のこの機会にこれを断行すべしという強い御主張があつて、閣議においてこれが了承されたように申つてゐるのであります。若しも農

まして、次に五百万ドルはドルのままで以て国際復興開発銀行のほうの出資に充てます。残りの四千五百万ドルで金地金をアメリカで買いまして基金の出資に充てようと思うのであります。金又は米ドルで出資を要するところの先ほど出資を要するところの、先ほど申上げました六千七百五十万ドルのうちから、右の五千万ドルを差引きました一千七百五十万ドルに相当する金につきましては、これは量で申しますとほぼ十五トン・六百キログラムに相成りますが、これは日本銀行の保有金から買入れたいと思つておるのであります。この額は円にいたしまして、帳簿価格で約五千四百万円と相成ります。基金に対しまして十億八千万円、それから銀行に対して一億六千二百万円を円貨で支拂うことになります。最後に残額の約七億四百万円につきましては、金地金を輸送いたしましたり或いは改鑄いたしましたりするような経費に充当しよう、こういうように考えておるわけでござります。そこで今申しましたうちで以て、日本銀行の所有金地金を同行の帳簿価格でありますところの二百九十九ミリグラムにつきまして一円、即ち一グラム三円四十五銭で買入れまして、これを基金に対する金による出資の一部に充てることができるにいたしましたのは、これは二億円の予算の範囲内で出資を完了するということの上におきまして、こういう方法が適當であるうかと考えたからでございます。なおこの買入価格と預在政府が貴金属特別会計で金地金を買入れておりますところの価格、即ち一グラムにつきまして四百一円との間には相當大きな差があるわけでござります。

ですが、この差額につきましては別に法律によりましてその処理を定めるということをここに規定してあるわけでございます。

第五條は国債の発行の規定でござります。基金及び銀行に対しまして本邦通貨で出資を要するところの金額のうちで直ちに現金を以て拂込をする必要があるところの金額、即ち基金に対しましては六百六十四億二千万円、銀行に対しましては百六十億三千八百円、合計入百二十四億五千八百万円といふものは基金協定の第三條五項、それから銀行協定第五條第十二項によりまして国債を交付して出資に代えることといたしました。これに必要な国債を発行することができるというふうに規定しているのでござります。この国債は無利子でございまして、後に述べます通りに、日本銀行が政府の命令によつて買取る場合以外は譲渡を禁止されているものでござります。

それから第六條乃至第十條は国債の償還等につきまして規定いたしておりますのでござります。基金及び銀行に出資に代えまして交付いたしました国債は、これは協定書から申しましても要索拂であることが必要なのでありますて、基金又は銀行からこれを現金にしまらいたいという請求を受けました場合には、二十四時間以内に本邦通貨で支拂わなければならぬものでござります。従いまして、仮に償還財源が不足いたしまする場合も考慮いたさわる所以で、そういう場合には銀行にこの国債を買取らせて、そちらして基金又は銀行の要請に応じることといたします。そうしてこの日本銀行が買取つた国債につきましては、これは利

子その他償還期限等をもとにした次第であります。この国債の償還条件に準じまして定めることとしたが、國債整理基金特別会計を通じて行うという原則はとつておるのと同様に國債整理基金特別会計を及び利子の支拂につきましては、一般的に國債と同様に國債整理基金特別会計を通じて行うといふ規定はござりますが、併しながらその償還財源をどれだけ入れるか、こういうような問題につきましては、國債整理基金特別会計法の第二條の規定によりまして万分の十六以上を年々繰り入れることにいたした次第でござります。その理由は、先ほど来申上げましたような工合に、要求がありません場合におきましては、償還という問題は起らないのであります。どういう金額が要求されるかは不測でありますので、こういうような工合にいたした次第でござります。

よりますると、加盟国は自國通貨をどう
こへ寄託しておくかといふその寄託所
を指定しておかなければならぬといふ
うことに相成つておるのでございまし
て、その關係におきまして、我が國に
つきましてはその寄託所は日本銀行で
あるということを指定できまするよう
にいたしたのが第十二條でございま
す。

大体法案の内容の主なる点につきま
して一応御説明いたしました次第でござ
います。

○小林政夫君 この法案の内容の説明
は今伺つたんですが、大体この協定をな
るものについて一応説明を聽取したら
と思います。

○政府委員(石田正君) 協定そのもの
は非常に庞大でございまして、これを
一々逐條説明するというのはなかなか
大変なんございまして、御質疑であります
ありますすればそれに対してお答えをす
るというふうにお取計らい願えませんか
ものでございましょうか。

○小林政夫君 勿論都合はいたします
が、あなたのほうで説明しておかなければ
れはならんと思われる点だけ説明して
下さい。

○政府委員(石田正君) 國際復興開発
銀行のほうがむしろ簡単でござります
るのでこちらから申上げますと、加盟
国に伴いますところの主な点につきま
ましては、大体先ほど申上げましたと
うな点が主でございまして、それに並
いましてこの法律案といふものができ
ておるわけでござります。それからそ
ういうこの国際復興開発銀行から借入
を行なうと申しますか、そういう場合
におきますところの問題は、これは現地
実にその問題が起つて参りましたとき

に銀行といろ／＼と話をいたしましたして
きめて参るといふよなことに相成る
わけでござります。まあこの銀行とい
いますものは直接貸付けるということ
を一番初めから目的とするのではなく
協定ができないものについてこれを供
給いたして行こうというような考えで
大体成つておるのでござります。それ
から又できれば民間の資金供給と合せ
て共同融資と申しますが、そういう形
が望ましいといふふうな精神できて
おるのでございますが、實際問題とい
たしましては直接単独で貸すという場
合のほうが今までの例から申しますと
大多数であろうと思ひます。
それから国際通貨基金協定のほうに
つきましては大体申上げておるので
ございますが、然らばこの通貨基金に
入つた結果どういうふうな、何と申し
ますか、利用ができるのかという点で
ありまするが、この点につきましては
割当額の二五%を金又はドルによつて
出資するということを先ほど申上げた
のでありまするが、この国際通貨基金の
資力の使用方法につきましては、毎年
二五%ずつ五年間まあ貢入ができると
申しますが、と大体御観念頼つたらど
うかと思うのであります。即ち、二五%
金で拂込みましたものを、これを初め
の第一年間におきましてその部分だけ
の貢展しができる、翌年に又二五%が
できる、そういうことが四年間続きま
すと、結局割当額だけの、拂込額を除
きまして、割当額に相当するものだけ
他国通貨の買入ができる、こういふよ
うな規定に相成つておる次第でござい
ます。それからこの基金に加盟いたし

ました結果、どういう一休業務が生ずるか、利用の面ばかりでなしに、制約される面ではどういふものがあるといふことにつきましては、一番大きな問題といったしましては、この協定の趣旨から申しまして、国際経済に対しまして、自分の国の利益だけから非常な害を及ぼすような行為をしてはいけないということが根本に流れでておると思つたのでござります。その関係から申しまして、自國の平価と言いますか、これを勝手に変えてはいけないということが一つ出て来ると思つのであります。併し、この平価の変更につきましても、これを絶対にいけないといふうな工合にいたしますることは、これは実情に適しないのであります。その基金に対するところの協議がございまして、一方は、平価の変更につきましては事前に基金に協議をしてもらいたいといふことが第一点でござります。その基金に対するところの協議がございまして、基金のとつておりますところの考え方を超えないときには基金は異議を唱えないと、いふことに相成つております。それから先の問題につきましては、基金は場合によりましては異議を唱えることができるのですがござますが、そのイエスかノーカにつきましての回答を長く延ばされては困るという点を配慮いたしまして、それにつきましては、一〇%を超えるが二〇%を超えない場合におきましては七十二時間以内にその態度を明らかにしなければならぬ、だということです。何と申しますか、理想と現実の調和をいたしておるという

よううに考へられるのではないかと思ふります。それから我が國の関係から申しますと、それからして為替の何と申しますか、管理というものを漸減して行きたいといふところは、多角的決済ということです。この基金協定の目的といたしてありますところは、多角的決済といふことでもう一つ重要な点は、要するにこの基金協定の目的といたしてありますところは、多角的決済といふことを申しますと、大体この協定が戦後の趣旨であつて、その間に為替管理といふものを五ヵ年間というものを目標といたしますとして、その間に為替管理といふものをやめようというものが初めからしなかつたわけでございます。併しながら、国際間の経済実情といふものは御承知の通りでありますと、為替管理を撤廃して、各國が得た國或いは為替管理を初めからしないといふ国といふのはアメリカその他極く少數しかないわけでございますと、とも為替管理を継続せざるを得ないといふような実情に相成つておるのでござります。日本の場合に、為替管理を加入と同時にやめなければならぬかと思ふたまでは、そうしておるわけでもあります。勿論さればと言いまして、日本といたしましては、為替管理を強化する一方であるといふような態度は、これは日本みずからといたしましても、るべきではないのでありますと、憤勢の許すに従いまして為替の制限といふものは漸次撤廃していくといふふうな立場に持つて行くことが望ましいと、いうふうなものではないのであります。それから基金との取引につきましては、これは勝手な民間の機関とやるといふふうなものではないのであります。

て、國の國庫自身 或いは中央銀行或いは為替安定基金と申しますか、その他これに類するところの財務機関だけを通じて取引ができるということに相成つております。この取引ができまするような場合につきましては、先ほど申上げたのでありますするが、その大体のところは申上げましたが、それに関連いたしましていろいろと細かい問題が起つて参るわけでござりまするし、又規定の上から言いましても非常に複雑な問題が起つて参るのでございますが、それらの点につきましては、又御質問がありましたならばお答えするというような工合に取扱うたいと思ひます。

なお、為替管理の点につきましてもこの基金協定というものが一つの特色をなしておりますのは、為替取引を資本取引と經常取引とに分けまして、そろして先ほど申しましたような工合に、為替制限といふものは成るだけ撤廃したいといふような考え方を持つておりますが、資本取引については別だといふような考え方を持つております。これは一九三〇年代におきまして、短期の資本が国際間を移動いたしましたために非常に混乱を生じた。投機が盛んになり、或いは各国の通貨制度の根本を搖がすといふようなことをございましたので、この資本の移動の点につきましては、為替の制限と申しますか、或いは統制と申しますか、そういうことはやつたほうがむしろよいのではないかといふような気持を持つております。なお、資本の問題に關係いたしましては、國際通貨基金といふのは、こういう資本取引というものによつて起りまするところの外貨の不足を加盟国に対して補填してやろうというような機

て、経営取引から起つて来るところの
資金の足りない部面、これを補おうと
いうのが本旨でありまして、資本取引
に関するよくな分につきましては、む
しろこれを国際復興開発銀行のほうに
委ねると、こういうふうな思想が流れ
ておる次第でござります。
甚だ簡単でございまして、御理解が
得られなかつた憾みがあらうかと思う
のでございますが、一応この程度にさ
して頂きたいと存じます。
○小林政夫君 いずれ逐條的にあとか
ら御質問いたしたいと思いますが、先
ずその前に資料をお願いしたいのは、
この国際通貨基金の今までのやつたこ
とですね。今の通貨基金のほうは、短
期の対象、それの実績、それから世界
銀行のほうの融資の状態ですね。私も
一通り資料は持つておりますが、成る
べく新らしい資料をお願いしたい。貸
付金の性質及び世界銀行の出した相手
方のいわゆる私企業であるか、政府機
関であるか、政府機関であれば單一の
目的の、例えば電源開発なら電源開発
接政府かというような、世界銀行の資
金を受入れた相手機関の性質がよくわ
かるように、成るべく具体的に仕訳を
してもらつて、それと金額、期間とい
うふうな点を成るべく最新の資料をお
願いしたい。

かのように考えておられます。

○小林政夫君 それからもう一つ拂込について非常に例外があるのですね。例えば通貨基金のほうは二五%の金出資、或いは世界銀行のほうは二%でしたか、こういうふうなことも各国一律には行つてないので、全然金出資をしていないところもあるというふうな、出資の内容について、今まで加盟しておる各国の出資の金ドルの内訳というようなことの資料も出して頂きました。

○政府委員(石田正君) 提出するよういたします。

○委員長(平沼鶴太郎君) いつ頃までに提出して頂けますか。

○政府委員(石田正君) 明日中に成るだけ出したいと思つております。或いは一部明後日に廻るものもあるかもわかりませんが、できるだけ早く出したいと思います。

○下條恭兵君 議事進行について……。

今あつちの電源開発の連合委員会に私は委員外発言で発言をやつておつたんです。ところが今日通産委員会のほうから、あともう一遍だけ連合委員会を開くということを前提にして今日は散会してもらいたいという要請があつたんです。で、私はたまーー連合委員会によれば、必要に応じて更に連合委員会を申入れるかも知れんということで取極めになつておつたと聞いておりましたので、私はその旨意見を開陳しましたが、大蔵委員会のほうとしては、一応大蔵委員会で協議しないうちはもう

一回だけで連合委員会を打切るということに対しても、どういう議論が出るかもわからんから、そういう固い取扱はしてもらいたくないということを発言しまして、それでは委員長が從来の慣例によつて善処するということで散会になつております。私がお願ひ申上げたいのは、私は今日まだ公益委員会その他へ対して賃料の要求をして参つたところでございまして、願わくは、ほかに委員外発言か何かの手があるかも知れませんが、できれば連合委員会のうちにそういう資料も出て来て、それでやつてしまふるほうが非常に好都合と思ひますので、委員長のほうにおきましてそのようなお取計らいを一つお願いいたしたいと思ひます。

○委員長(平沼彌太郎君) ちよつと速記をとめて下さる。

〔速記中止〕

○委員長(平沼彌太郎君) 速記を始め
て下さい。

只今下條委員から電源開発促進法案について経済安定との連合委員会をすることの申出がございましたが、その通り取計らつてよろしくござりますでしょ。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(平沼彌太郎君) 御異議ないと認めてそりしゃべつて委員長において取計らいます。

本日の委員会はこれを以て散会いたします。

午後三時三十一分散会

五月三十一日本委員会に左の事件を付託された

一、製塩施設法案(予備審査のため
の付託は四月二十三日)

一、国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案(予備審査のための付託は五月八日)

昭和二十七年七月九日印刷

昭和二十七年七月十日發行

參議院事務局

印刷者 印刷所